

総務委員会会議録

令和6年4月22日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 12：20

【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報公開について

【 報告事項 】

1. 職員の処分について (人事課)
2. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

それでは、競争入札についてお手元の資料に基づき、ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。こちらは、現在本市で実施しております競争入札について、入札方法及び入札方式別にその内容、一般的なメリット、デメリットを整理した資料でございます。

まず、入札方法としましては、一般競争入札と指名競争入札に分類されます。一般競争入札とは、契約締結に必要な条件を一般に公告し、申込みをさせる方法により競争させ、そのうちで最も有利な条件を提示した入札者と契約を締結する方法でございます。また、指名競争入札とは、発注者が作成した有資格者名簿の中から、指名基準を満たしている特定多数の事業者を指名し、その中から最も有利な条件を提示した者と契約締結する方法でございます。

次に、一般競争入札は3つの方式に分類されます。1つ目は、総合評価落札方式でございまして、価格と価格以外の要素を総合的に評価する落札方式でございまして、メリットといたしましては、工事目的物の品質の確保・向上及び企業の育成・技術力の向上が見込まれます。デメリットといたしましては、入札参加者と市の双方に入札に係る所要時間及び事務的負担が増加することなどがございます。

2つ目は、最低制限価格方式で、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認められた場合、あらかじめ入札金額の最低制限価格を設定する方式でございまして、メリットとしましては、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除でき、施工の質の低下を防止することなどがございます。デメリットとしましては、事前公表の場合は、入札参加者の積算努力を損ない、入札金額は最低制限価格となり、くじ引が多くなること。事後公表の場合は、職員への不当な働きかけ、情報漏えいによる不正行為などが懸念されます。

3つ目は、変動型最低制限価格方式で、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映させるため、実際の入札金額に基づいて算出した額を最低制限価格として設定する方式でございまして、メリットとしましては、最低制限価格方式のメリットに加え、職員への不当な働きかけ、情報漏えいによる不正行為等の防止が見込まれること。デメリットとしましては、入札金額に左右されるため、落札価格の高止まりが生じるおそれがあること。また、入札参加者が積算し、企業努力により入札した結果が他の入札金額に左右され、最低制限価格割れにより失格するおそれがあることなどがございます。

指名競争入札につきましては、最低制限価格方式を実施しており、内容、メリット、デメリ

ットにつきましては、一般競争入札で説明しました内容と同じでございます。

続いて、資料の2ページをお願いいたします。本市の条件付き一般競争入札実施要領運用基準、指名競争入札参加者指名基準及び総合評価競争入札試行実施要領に定める基準から、縦軸で設計金額を高い順に並べ、横軸にその金額の範囲で入札参加できる等級、入札方式及び入札方法を示しております。

2ページの上段は土木一式工事で、オレンジ色部分、設計金額1億5千万円以上は総合評価落札方式となり、3億円未満はS等級、3億円以上となりますと、ジョイントベンチャー、共同企業体を結成した入札となります。また、青色で示した金額の範囲は、変動型最低制限価格方式の入札となる部分でございます。例えば、設計金額が6千万円以上8千万円未満の工事の場合、S等級、I等級及びII等級が重複していますので、この場合は3つの格付が入札に参加できるものでございます。下段は建築一式工事となっております。総合評価落札方式につきましては、土木一式工事と同様でございます。また、変動型最低制限価格方式につきましては、例として設計金額8千万円以上1億5千万円未満はS等級とI等級の2つの等級、6千万円以上8千万円未満はI等級とII等級の格付業者がそれぞれ入札参加ができるものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。こちらは専門工事について示しております。格付有りのものと無しのものがありますが、どちらも最低制限価格方式で、1億5千万円以上につきましては、ジョイントベンチャーの結成を要件としている一般競争入札、1億5千万円未満の場合は、指名競争入札を行っているものでございます。

以上で資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

すみません。電気工事に関連してなんですが、4月11日に各事業者に対し、ファクスを送られていますよね。手持ち工事の取扱いについて。まずこの送ったファクスについて、資料要求させていただきたいと思っておりますので、委員長において、お取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は、提出できますか。

○契約課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、要求することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:07

再開 10:08

委員会を再開いたします。

ほかに質疑がありましたら、そちらのほうから先に行きたいと思っておりますので、ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料を提出いただいたんですが、指名なり、一般競争入札なりにするわけですが、指名に関しては、市内業者というくくりをすることがありますよね。どういったときに市内業者というふうな形でくくりをするのか、併せて、その市内業者の定義について、お聞かせください。

○契約課長

市内業者につきましては、まず、入札参加資格審査申請をいただいております。大体建設工事につきましては、12月から1月にかけて、その受付を行っておりますが、その中で市内業者のものにつきましては、対象は建設業を営む者の住所、法人の場合は本店の登記所在地及び建設業の許可所在地、個人の場合は建設業としての主たる営業所の許可所在地及び個人の住所が飯塚市内にあり、市内で引き続き1年以上の営業の実績がある業者を対象といたしております。

○江口委員

この市内業者に発注をするのは、どういったケースのときになりますか。何か基準とかがあるとは思いますが。

○契約課長

基本的に、工事につきましては、市内業者に発注するのを基本といたしております。

○江口委員

市内業者優先をする根拠は何なのかと、それと、どこかに書いてあるのであれば、ここを見てもらったらここにマニュアルがありますよとかいうのが分かるとありがたいんですが、どこか見ればいいところとかあたりしますか。

○契約課長

工事業者の指名につきましては、飯塚市建設工事請負指名運用基準に定めておまして、その第2条において、業者の選考順位を原則として次のとおりとすると定めておまして、第1順位として第1希望工種の市内業者、第2順位として第2希望工種の市内業者、第3順位として準市内業者、第4順位として市外業者、というふうに定めております。

○江口委員

今の基準は、ホームページを見たら載ったりしていますか。どこを見たらいいか、ちょっと教えていただいてもいいですか。

○契約課長

ホームページのほうに記載しておりますが、ちょっとどこというの言いにくい。場所がちょっと分かりにくいので、ホームページの中の産業ビジネスのページ、そこの中の入札契約の中に、その規定などを配置しております。

○江口委員

ホームから産業ビジネスに行って入札契約に行くんですね。でしょ。それで入札契約の——これ、制度概要の中に入っているの。どこにあるんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:14

再開 10:16

委員会を再開いたします。

○契約課長

申し訳ございません。先ほど申しましたのを、ちょっと訂正させていただきます。まず、ホームページのトップページの右端のほうに「市政情報」というのがございます。そのページに行ってくださいまして、その中の下のほうに、中ほどになりますが、「情報の公開・提供等」というくくりがあります。その中に「要綱等」というものが上から3番目にございまして、そこを開いていただきまして、その中の第1編から第14編まで書いてあるものの、「第6編

財務」のところを見ていただきますと、その上から4番目のところに「飯塚市建設工事請負指名運用基準」というものが掲載されているということになります。

○江口委員

ありがとうございます。どこにあるのかちょっと分かんなかったんで助かりました。

これで第1順位、第2順位は市内業者、第3順位、準市内業者という形、第4順位、市外業者というふうな形でやっていくわけですが、この順位づけをつけている理由というのは、簡単に言うとうどういうふうな形になりますか。

○契約課長

工事につきましては、市内の業者でできるものは市内の業者にやっていただくということを原則としていることから、決めているものでございます。

○江口委員

なので、それは分かるんだけど、なぜそれを原則市内なのかと言うと、一言で言うと、どういう形になりますか。

○契約課長

工事について、市内業者の育成、それと市内経済のためということとなります。

○江口委員

そういうことですね。そうやってやるんだけど、この中で、第3順位に準市内業者とありますよね。で、じゃあこの準市内業者の方々、ある意味、支店で置かれているところとか、支店とか営業所で置かれているところになるかと思うんですが、この方々が現実に入札に参加するケースというのはどの程度あるんでしょうか。

○契約課長

通常、先ほど申しましたとおり、市内の業者に基本発注いたしますので、準市内業者に発注するということはあまりないというところでございます。

○江口委員

ごめんなさい。あまりないというのは、年間で、件数で言うと、どのぐらいというのはありませんか。

○契約課長

準市内業者をするとところがもう本当にあんまりないので、年間数件というふうであると、今の私の記憶ではそのように感じています。

○江口委員

年間数件だと、準市内業者という方々、営業所等を置かれている方々なので、結構な数があると思われるんですね。そうすると、非常に取るチャンスは厳しいのかなと思います。ただ片一方で、市内業者の育成は非常に大切なんだけど、経済を回すというのに関しては、準市内業者も回す部分では貢献していただける場所だと思うんです。そしたら、そこに関して、ある程度の配慮は必要なんだろうとは思っているんです。市が大型建設工事を発注する際に、下請に市内業者を使ってくださいとお話しをすることがありますよね。そのくくりの中にこの準市内業者というのは入るのか、入らないのか、そこら辺はいかがですか。

○契約課長

下請の場合も、市内業者というのは、市内に本社がある業者というふうにご考えております。

○江口委員

市としてお願いをするんだけど、そのときの市内業者としては、準市内業者は入らないというふうなことですね。下請に関して、あれはお願いですよ。それとも、これは決まりというか、守らなくてはならないところなのかどうか、その辺りはいかがですか。

○契約課長

市内の下請につきましては、お願いというか、できる限り市内業者ということでごしてござい

すが、決まりということではございません。

○江口委員

決まりということではないということは、守らなくてもペナルティーはないということですね。じゃあ逆に、これを市内業者もしくは準市内業者、市外業者、現実を使い分けをされることがあるんだと思うんです。その結果が、その後にその業者の業績点とかに反映することとかはありますか、ありませんか。

○契約課長

業績点に反映するところとしまして、総合評価方式でやっております工事につきましては、その基準の中に、まず、業者さんのほうからも申出と申しますか、このパーセンテージを市外業者に出せというようなものがございまして、市外業者に出す割合が低ければ点数が高くなるというような方式でしておりますが、それを落札した業者が、例えば、市外業者には10%未満で90%以上を市内業者ですとしておりまして、実際に工事する中で、それを守れなかったという場合につきましては、それに対してペナルティーを科すというような制度にしております。

○江口委員

ということは、申出があつて、それを守れるか、守れないかだけというふうな理解でいいですか。要は、受けた業者さんが、うちは例えば9割市内ですよ、1割市外ですよと言っていました。それを守れたか、守れなかったかだけ、逆に1割市内ですよ、9割市外ですよと言っても、それを守れたか、守れてないかだけで判断をする。このときに準市内業者の取扱いはどうなるんでしょう。

○契約課長

その市内業者につきましても、市内に本社のある業者というふうにしております。

○江口委員

今の話でいうと、準市内業者は、市外業者扱いというふうな形の理解ということでよろしいんですかね。

○契約課長

はい、そのとおりです。

○江口委員

となってくると、この準市内業者というくくりは、果たして必要なんだろうか、どうなのかと思ったりするんですけれど、その辺りについてはどのように判断されておられますか。

○契約課長

準市内業者につきましては、本社が飯塚市以外にあつて、市内で営業をしている業者ということで、公共工事だけではなくて、民間の工事をすることも含めて、その会社が飯塚市内に営業所を置いて活動していらっしゃるということで、そういう市内に店舗、営業所を設けて活動してある業者様につきましては、市外業者よりも、優先度を高くしているというところがございますので、意味がないものとは考えておりません。

○江口委員

ただですよ、今ね、下請の話では市外業者と一緒に、取扱いとして市外業者としてカウントするんですよ。で、片一方で実際の発注については、年に数件程度でしかないというふうな形ですよ。で、準市内業者の方々であっても、結構規模の大きなところってやっぱりあるわけですよ。貢献というふうな形でいうと、ある意味、結構な社員さんを抱えて、設備を持っておられたりすることもある。ただ、そういった部分に関しては、その分なりの配慮をすべきであると考えています。その点についてはもう一遍、検討していただければと思っています。取りあえず一旦。

○委員長

先ほど江口委員のほうから要求のありました資料については、サイドブックに掲載しておりますので、確認をお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料ありがとうございます。まず、この資料、要は手持ち工事の取扱いについてこうしますよという資料なんですけど、こういうふうな形となった背景、お聞かせいただけますか。

○契約課長

工事の格付や指名につきましては、工事請負の業者選考委員会の中で決定いたしておりますが、本年度につきましては、電気工事につきましては、市長部局、それと企業局、それぞれで、通常は、例えば企業局のほうで受注があれば、市長部局の入札にも手持ちがあるとして参加できないところを、令和6年度につきましては、どちらか、企業局で手持ちの工事があっても、市長部局のほうでも参加が可能となる取扱いをすることを業者選考委員会のほうで決定しておりますので、この分について周知を図ったものでございます。この件につきましては、以前も一度、このような取扱いを行った際に、市内の業者様のほうから、どのようになっているのか分かりにくいというか、いろいろと市のほうに問合せが多数ございましたので、その混乱を防ぐために周知を図って、このファクスのほうを送っておる次第でございます。

○江口委員

以前やって混乱があった。なので発出したということなんだけど、今回も混乱というか、なぜなんだろうねというふうな形が聞こえてきたわけなんです。そもそも、手持ち工事があると入札には参加できないというルールなんですよ。その理由は何なのか、教えていただけますか。

○契約課長

手持ち工事につきましては、市内業者の育成のために、手持ち工事の取扱いをしております。

○江口委員

市内業者の育成のため、ちょっともう一回お聞かせいただけますか。

○契約課長

手持ち工事で参加できないということにつきまして、できるだけ多くの業者さんのほうに受注していただくということが市内の業者の育成につながるということで、設定をいたしているところでございます。

○江口委員

できるだけ多くの業者に受注していただきたいから、取っている間、取ってそれをやっている間については遠慮してくださいねということですね。今年度、外して、そのルールを特例としてとありますよね。特例とする理由はこういったことがあるのか。以前もあったと言われましたよね。同じような取扱いをしたことが、何年度、何年度、何年度にあったのか、そしてまたそれぞれの理由について、お聞かせいただけますか。

○契約課長

電気工事につきましては、たしか令和4年度だったと思いますが、今回と同じように、発注見通しを4月1日に市のほうが出しておりますが、発注見込み件数から見て、市のほうの工事を適切に行うために必要であるという理由から、特例といたしているところでございます。

それから、管水道の工事につきましては、今年度につきましても同様に、この分と同じような形で実施しているところでございます。

○江口委員

このような取扱いをしたのは、令和4年度以前としては令和4年度のみで、そして今年度は電気工事と管工事がこのような取扱いをしているということによろしいですか。

○契約課長

管工事につきましては、毎年といいますか、以前からずっと、毎年度、このように手持ちの

特例の取扱いをいたしております。

○江口委員

管工事は、以前からずっと企業局とそれ以外では双方受注できる形になっているということですね。これ、以前からずっとですね。それ以外に関しては、電気工事が令和4年度並びに令和6年度が同じ取扱いをしている。これ以外はないということでもいいですかね。

○契約課長

そうですね、私の記憶の中で、もうそれ以外にはなかったというふうに記憶しております。

○江口委員

私の記憶を聞くわけじゃないんですよね。その点について、ちゃんと確認して、間違っただけであれば——ありますか。

○契約課長

申し訳ございません。ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど令和4年度と申しましたが、令和3年度でございました。申し訳ございません。

それで、合併以後の記録の中で、令和3年度と今回以外に、電気について特例を実施したことはございません。

○江口委員

合併以降やっているのは、管工事がずっとやっていますよ。それと、電気が令和3年度と令和6年度、今年度やっています。それ以外はありません。でよろしいですかね。

○契約課長

管工事につきましては、管工事の中で管水道と管空調とございますが、その分の管水道のほうで行っております。それで、合併以降、管水道につきましては、ずっと継続して全部やっているかというのはちょっと今確認できておりません。申し訳ございません。ここ最近、令和になってからは、毎年特例として行っております。

○江口委員

分かりました。ありがとうございます。

その発注見通しを適切に行うためという発言がありました。これをもう少し詳しく、どういった理由で、どんな基準でやるのか、そこら辺をお聞かせいただけますか。

○契約課長

年度に発注見通しを公表で出しておりますが、その工事につきましては、それぞれ見込みの工期、発注見通しのほうに第1四半期から第4四半期までに発注するというような流れを記載しております。各工事につきましても、それぞれの計画に従って、入札の時期、工事の着手の時期がございますので、その見込みと発注件数ですね、それをしたときに、例えばもう業者が1者未満になればもう入札が執行できないというような形になってしまいますので、そのようにならないために、また、市内の業者に工事を発注する、できるだけ市外に行かずに、市内業者の中で工事をしていただくというところを合わせまして、見込んだ中でそういった入札が成立しないというような状態が見込まれるときにこのような特例をすることとしております。

○江口委員

公表した発注見通しからして、工期も入っているから、あと業者の数も決まっているから、それで当てはめたときに、これだったら1者未満というか、1者しか残らなかったらまずいので、そういったケースが出てくるのが予想されたら、そのときはこの特例を入れるという理解でよろしいですか。

○契約課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

であるならば、そういったことなんですよというやつをはっきりと示してあげたら、業者の

方々も理解できるんだろうと思うんだけど、そこら辺を分からずに、特例としてというふうな形だけがあると、要らぬ想像をされるわけですよ。今年何かあるんじゃないのかとかね、思われるので、発注見通しの公表の仕方、そしてこの実際の特例を使うことに関しては、そういったことも含めてきちんとやっていただければと思います、いかがですか。

○契約課長

前回のときは、このような事前の通知というのを行ってなくて、実際の入札のときになって、企業局で、例えば市長部局の入札のときに企業局の手持ちのある業者が来ているけど何でだというふうな形で混乱が起こってしまいましたので、今回通知するに当たって、それをまず、そのようなことがないようにということで、事前にさせていただいておりました。

それで、今質問委員がおっしゃいましたように、その中の、今回はその中身の特例とした理由が分からないからということで、業者さんのほうが混乱しているということでございますので、今後、このような通知をする際には、そのようなところが誤解を受けないような形で通知をするように考えていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

おはようございます。中身については今、江口委員のほうから、種々質問がありましたけども、ちょっと私が気になったところだけですね。これ、最初見させていただいたときに、これはファクスの送信票じゃないかというふうに思いました。これに別紙でそれなりのものが付くんじゃないのかというのの一つと、特例とありましたけども、条例も当然、この上にはあるんでしょうか。この手持ちについての考えを示した。

○契約課長

手持ちの考え方につきましては、先ほどの基準、飯塚市建設工事請負指名運用基準がございしますが、その中に、手持ち工事の取扱いについて、ということで記載しております。その3条におきまして、手持ち工事がある業者については、原則として選考の対象としない。括弧して、選考の対象とするのは、配付日の前の週の金曜日までに竣工検査したものとするというふうに定めておまして、ここで規定をしております。

○奥山委員

それであるならば、これを特例するとき、そのこのところを触らなくていいんでしょうか。触るといふか、何というんですかね、上位基準がありますから、何も触らずこのファクス送信票みたいなやつで1枚でぽんと、これで終わりでもいいのかどうか、お尋ねします。

○契約課長

この基準におきましては、原則として選考の対象としていないというふうにしておまして、その中身、業者選考について、業者選考委員会を市内で組織しておりますが、その中で決定いたしておりますので、はい、そのような流れになっております。

○奥山委員

分かりました。それならもう最初に戻りますけど、こういうファクス送信票が、これが正式な文書ということで、いつもされているということですかね。これ送信票やろ。この後に普通つけるのが普通じゃないかと私は思うもんだから、えーと思いましたが、それだけです。要望として、別につけたほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたんで、お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

ごめんなさい。市内、準市内についてなんですけど、示していただいた工事請負指名運用基準ですね、こちらの第5条には、準市内業者の取扱いとして定められているんですが、これ、舗

装工事希望業者については、第2条第3項第2号の規定にかかわらず、市内業者の指名回数
の2分の1を限度として指名することができる。ただし、新規業者についてはこの限りではない
というふうな形で、舗装工事のみ、取扱いが違うんですね。これはなぜなのでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10：43

再開 10：45

委員会を再開いたします。

○契約課長

市内の舗装工事の準市内の取扱いにつきましては、過去に飯塚オートレース場の内部の舗装
につきまして、内部が特殊な舗装でございまして、それをするために10市内業者、というよ
うな設定をしているというところでございます。

○江口委員

特殊な工事であれば、それはそれで、準市内とかの取扱、こういうふうな取扱いではなくで
きるかと思うんですね、正直な話が。これを読む限りでは、通常の舗装工事なんだけれど、
半分を限度として指名することができるよと書いてあるように見えるんです。通常の舗装、一
般的な道路の舗装工事であっても。ある意味、準市内業者の取扱いとしては、こういった部分
が、これはこれで一つの知恵なのかなあとと思ったんですが、片一方で引っかけたのは、なぜ
これが舗装工事だけなのかなんです。先ほど言ったほかの業種であっても、このような取扱い
であれば、ある意味、準市内業者に対して、そこも経済を回すという意味では支えていただい
ている部分があるので、それについては一定程度の優遇措置というのはあり得るので、こうい
った形もあり得るんだと思います。ぜひこの点を含めて、この準市内業者の取扱いについて、
再度検討していただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

潤野小学校の解体の件が福祉文教委員会のほうで報告があっていました。その中で、解体を
第1希望とする業者以外についても今回は指名をしたという話がありました。改めてこの潤野
小学校の解体の発注について、ご紹介ください。

○契約課長

業者選考についての流れということでもよろしいでしょうか。業者選考についての説明をいた
します。旧潤野小学校解体（その1）工事につきましては、飯塚市建設工事競争入札参加者指
名基準第2条第3項におきまして、専門工事において、特定建設業の許可を受けていない業者、
または、特定建設業の許可を受けているが、監理技術者を専任で配置できない業者は、設計金
額が7千万円以上の工事についてはこれを指名しないものとするというふうに定めております。
また、飯塚市建設工事請負指名運用基準第2条第3項第3号において、格付されていない専門
工事の選考については、第1希望業者のみを全て指名する。この場合において、第1希望業者
が落除き、手持などにより1者となったときは、第2希望業者の指名回数の少ない総合点数の
上位業者から指名基準第2条で定める業者数を満たすまで選考し、競争の確保を図るものとし
る。ただし、第2希望業者を含めて選考しても、同条で定める業者数に不足するときはこの限
りでないと規定をいたしております。今回の旧潤野小学校解体（その1）工事につきましては、
市内解体の第1希望業者のうち、特定建設業の許可を受けている業者が1者しかございません
でしたので、市内解体の第2希望業者の指名回数の少ない総合点数の上位業者から6者を加え
た7者を選考いたしております。この7者と申しますのが、業者数を定めております指名基準
のほうに7者以上となっておりますので、それを満たすように選考したところでございます。

○江口委員

ごめんなさい。今聞いて、指名基準とか追いきれなかったんで、もし手元に資料が、今回の資料が、お話、今言われた部分が、資料があるんだったら出していただけたらと思います。もしくは、どこ、どこ、どこ、どこというふうな形でゆっくり言ってもらえるとまだ追えるので、ちょっと今、指名基準を追っかけようとしたんですけど、全然分からなかったんで、すみませんが。

○契約課長

それでは、申し訳ございません、ばたばたとちょっとしゃべってしまいまして。まず順に見ていただければと思います。まず、飯塚市建設工事請負指名運用基準と申しますのは、先ほどの指名基準の――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:51

再開 10:52

委員会を再開いたします。

○江口委員

すみません。ぜひ資料として提出していただいて説明いただきたいと思いますので、委員長においてお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料については、提出できますか。

○契約課長

指名基準と指名運用基準をそれぞれ資料として提出します。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 10:53

再開 11:05

委員会を再開いたします。

先ほど要求がありました資料の準備ができました。サイドブックに掲載していますので確認をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。あと、サイドブックの同じく委員会資料の福祉文教委員会の中に旧潤野小学校解体（その1）工事のペーパーがございます。この部分を、この今提出いただいた入札参加者指名基準並びに指名運用基準を使って、少しゆっくりめにご説明いただきたいと思います。

○契約課長

それでは、旧潤野小学校解体（その1）工事の選考の流れにつきまして、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、使います資料が飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準のほうを御覧ください。この資料の1ページ目、第2条第3項がございますが、ここに専門工事において、特定建設業

の許可を受けていない業者は、設計金額が7千万円以上の工事については、これを指名しないものとする。ただし、工事の内容によってはこれによらないことができると規定されておりまして、これに基づきまして、旧潤野小学校解体（その1）工事につきましては、設計金額が7千万円以上でございますので、特定建設業の許可を持っている業者から選考することとなります。

それから次に、もう一つの資料、飯塚市建設工事請負指名運用基準のほうを御覧ください。この資料の2ページ目に、第2条第3項第3号のところに記載がございますが、ここの1行目の後段の、後ろのほうからになります。第1希望業者のみを全て指名する。この場合において、第1希望業者が落除き、手持ち等により1者となったときは、第2希望業者の指名回数の少ない総合点数の上位業者から指名基準第2条で定める業者数を満たすまで選考し、競争の確保を図るものとする。ただし、第2希望業者を含めて選考しても同条で定める業者数に不足するときは、この限りではないという規定がございます。それで、ここの中の指名基準第2条で定める業者数と申しますのが、先ほどの資料のほうに戻っていただきまして、指名基準の資料の3ページ目に、下のほうですね、別表第2ということで、第2条関係ということで、指名の業者数を等級別に表した表がございます。その表の一番右、解体工事が専門工事に当たりますので、その中のA等級のところは7者以上という規定がございますので、7者を指名するというような形になります。

それから、また、すみません、資料が前後いたしまして、また指名運用基準、それで、この規定に基づきまして、市内の解体工事の選考を行うわけでございますが、市内解体の第1希望業者が名簿登載業者の中で1者しかございませんので、市内解体の第2希望業者のほうから選考することとなります。それで、運用基準に基づきまして、市内解体の第2希望業者のうちから指名回数の少ない総合点数の上位業者から6者を加えて、先ほどの基準のところは7者以上でございますので、6者を加えまして7者を選考したという流れでございます。

○江口委員

最初に、参加者指名基準の第2条第3項で7千万円を超えるので、特定建設業の許可が必要だと考えた。ですよね。で、これで指名運用基準のほうに行くと、第1希望の市内業者からやるはずなんだけれど、解体を第1希望とする会社さんの中で、特定建設業の許可を受けている業者が1者のみだった。ということでよろしいですか。1者のみだった。そうすると、指名運用基準の第2条第3項第3号の中で、第1希望業者のみ全て指名したんだけど、1者しかなかったんで、この場合においてのところをやって、第2希望業者の指名回数の少ない上位業者から6者を選んだ。結果、この形になったんだという理解でよろしいですかね。

○契約課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

入札参加者指名基準の第2条第3項にはただし書がついています。特定建設業の許可を受けてない業者は7千万円以上については指名しないものとする。ただし、内容によってはこれによらないことができるとあります。このただし書がどういったときに使われるのか、ごめんなさい、その前に、7千万円以上については特定建設業の許可を受けてない業者は指名しないというふうなところの理由、特定建設業とはどのようなものなのかと、それとこの指名しない理由について、お聞かせいただけますか。

○契約課長

特定建設業につきましては、建設業法上の許可としましては、一般建設業許可と特定建設業許可がございます。その違いについては、元請として請け負った工事について、今現在の規定では4500万円以上、建築一式工事の場合は7千万円以上を下請に出す場合には、特定建設業許可が必要という点が一般建設業と異なるところでございます。事業者が特定建設業許可を

受けるに当たりましては、専任技術者の要件であったり、財政的基礎の要件が、一般建設業許可に比べまして、許可要件が厳しいという点がございまして、この点からいきましても、特定建設業の許可を受けた者は、技術的にも、経営的にも、一般的には高い評価をすることができる業者であるというふうに考えております。本市におきましては、品質確保の観点から、原則として設計金額、この時点では7千万円以上の工事については、特定建設業許可を有することを条件といたしておるところでございます。

それで、先ほど資料を2つ提出しておりましたが、これは旧潤野小学校の選考のときということで、令和5年度時点の基準と指名運用基準をお示ししておりますが、この7千万円という基準金額につきましては、令和6年4月1日から、物価高騰等や下請基準額が引き上げられているということを考慮して、9千万円以上というふうに改めておるところでございます。

○江口委員

次に、ただし書の部分ですね、ただし書が適用されるケースというのはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○契約課長

あまりこのようなただし書を使うということはあまりなく、原則としてこの金額で行っておりますが、専門工事において、例えば積算する工事の中で、材料仕入れにかかる費用の割合が高い場合や下請の発注が見込まれないような場合については、特定建設業の要件を付さないことも考えられますが、飯塚市におきましては、これの決定につきましては、業者選考委員会のほうで工事の内容を勘案して、最終的に決定するようにいたしております。

○江口委員

基本的にはこのただし書は使わないんだということですね。分かりました。

あと、指名運用基準のほうで第2条第3項第3号で、第1希望業者が1者となったときは補充するわけですね。第2希望業者から補充するわけですね。で、これ第1希望業者が2者であった場合は、これからいうと、ここを使わずに2者での入札となるという理解でよろしいんですね。

○契約課長

今お示ししております基準につきましては、先ほども説明しましたが、令和5年度の基準となっております。令和5年の基準におきましては、2者いた場合は2者で入札を行うということになります。

○江口委員

今の令和5年度というのは、6年度は違うということか。

○契約課長

業者数の部分につきましては、令和6年4月1日から改正をいたしております。まず、特定建設業の許可については、設計金額7千万円以上を9千万円以上というふうに替えておりますが、指名運用基準につきましては、手持ち等により1者となったときはという部分について、括弧書きで指名基準第2条第3項に定める事項を勘案し指名する場合にあっては2者以下という形で、その指名基準第2条第3項といいますのが、設計金額9千万円以上のときの特定建設業の許可を条件とする場合でございますが、その特定建設業の許可を条件とする指名に当たっては、2者以下というふうに定めておまして、令和5年度までは特定建設業の許可を要件とする入札については、前までは2者で入札ができていましたけど、令和6年度になったら2者ではなく3者のとき、2者のときは第2希望業者から選考するというような形に替えておるところでございます。

○江口委員

という、この工事請負指名運用基準が変わったということですか。

○契約課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

ホームページの産業ビジネス、入札契約、制度概要の中に、令和6年度の入札契約制度の改正についてというペーパーがあります。ありますよね。これを見ると、設計金額が7千万円から9千万円になったとは書いてあるんです。あともう一つあるのは、変動型最低制限価格算定方法が変わりますよと。算定数が2から5の場合は、今までは平均だったんだけど、最低金額が最低制限価格となりますよという形ですよ。これしか書いてないんだけど、この指名運用基準も変わっているということなんです。これは、これには掲載漏れと思ったらいんですか。

○契約課長

その分については掲載しておりませんでした。

○江口委員

掲載すべきものが掲載できてないというふうな理解でいいのかが1点。あとそれと、ほかに変わっている点は、令和5年度から6年度において変わっている点、今1個指名運用基準の分が、今のところあったんだけど、それ以外にもあったりしますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:23

再開 11:25

委員会を再開いたします。

○契約課長

6年度から変わっているもので、もう一つございまして、工程表の提出期限の見直しを行っております。これまで工程表の提出期限を契約締結後7日以内ということにしておりましたが、令和6年度からは契約締結後14日以内というふうに改めております。工程表の提出期限につきまして、受注業者の皆様も締結後7日というのがなかなか厳しいというのと、併せて、また職員のほうもそれに合わせることの負担の軽減という観点から、見直しを行っております。

○江口委員

今2点聞いたんです。上がっているべきものが上がってなかったのかどうか1点。それとあとほかにないのかという点だったのね。今ほかにないのかに関してはお答えいただいたんだけど、言っている意味が全然分からなかったの、その変わった分を、どういった部分なのか、ちょっと説明していただけますか。法適合どうのって言われたようには聞こえたんですけど、お聞かせいただけますか。また併せて、双方ともについてもきちんと、先ほどの変わったところに記載すべきものであったのかどうか、併せてお聞かせください。

○契約課長

改正内容につきまして、ホームページのほうにですね、業者様宛てにアナウンスをしている分につきましては、業者さんのほうに影響するものについて、そこでアナウンスをしております。今回のこの中の選考のやり方というのは、内部の選考のやり方ですので、これまでもこのような内部のことについては、アナウンスはいたしておりませんでしたので、そのような形で、2項目について挙げております。工程表の提出期限の見直しにつきましては、これは工事請負約款のほうを変更しております。この約款につきましては、また別途、新しい約款として上げると言いますか、公表いたしますし、令和6年4月以降の契約締結の際にはその約款で業者様のほうに契約締結をしていただくようにしております。

○江口委員

工事請負約款を改正したわけでしょ、4月1日からね。で、今の法適合、法適合と聞こえたんだけど、その内容が全く分からないんですが、それにしてみても、7日以内に提出を求めて

いたものを14日以内に変更した、これは事業者の方々からも、これ7日では厳しいという申出があったことなんだということですよね。と言われませんでしたか。じゃあもう一度その改正内容を分かりやすくご説明いただく部分と、なぜ変えたのかをもう一遍お願いいただけますか。

○契約課長

工程表の提出期限の見直しにつきましては、受注業者の皆様と職員のほう、双方の負担軽減のために見直しを行っております。これにつきましては、業者様のほうから契約課のほうにこれでは厳しいという話が直接あっているわけではございませんが、実務の中で、工事担当課がこの処理を行っている中で、時間的に短いということと、他団体の工程表の提出期限を見ましたところ、14日以内というような、もう少し余裕を持った設定をしているところが多ございましたので、それに合わせまして、改正を行っているというところでございます。

○江口委員

工程表ね。工程表ね。ごめんなさい。法適合って、法律に適合すると、全然言葉が分かってなかったもので、そういうことですね。

分かりました。ただ、今の部分に関しても、事業者には影響があるんだと思うんですよ。当然のことながら、お知らせすべきものだと思います。この指名運用基準が変わったというその告示、これは告示でやっているわけですよね。ですよね。この告示行為自体は、役所と支所の前に貼ってなんだけれど、現実にはこれを知っていただくかなくてはならないわけです。その中で、現状では、ホームページでは、令和6年度の分は入ってないですよね。そうすると、じゃあこれをどうやって知っていただくかに関しては、今言ったところであるとか、それか告示そのものをきちんとアナウンスすることが必要になるかと思うんですが、それに関してはどのような周知方法をとられているのか、お聞かせいただけますか。

○契約課長

質問委員がおっしゃいましたとおり、告示につきましては、当然その告示をいたしておりますが、それと別に、先ほどのホームページに上げております設計基準の見直しと最低制限価格のものについては、ホームページのほうに記載して行っております。

それから、工程表の提出期限の分につきましては、約款について公表もしておりますが、工事の契約の締結をしたときにですね、契約課のほうから落札業者様のほうに、このような形で行うということで周知を図っているというところでございます。

○江口委員

となると、工事請負契約を締結したところには説明をしているということなんだろうけれど、さっきの2者ではなく3者にした指名運用基準の変更等に関しては内部のことなので伝えてないという話なんですけど、こういったことも含めてお伝えすべきだと思います。今、指名業者の皆様方にはもう指名願の段階で、たしかメールアドレスとかは集めているんですよね。どうでしたっけ。その辺りいかがですか。

○契約課長

メールアドレスを持ってある業者様について、届出のあった分については、メールアドレスは把握しておりますが、全業者ではございません。ない業者もいらっしゃいます。

○江口委員

ただ、大半の業者さんが持っておられるんだと思うんですね。当然のことながら届出をされておられる。であれば、こういった事業者に関わる部分が変わったのであれば、ある意味、ホームページに上げるのは最低限必要かもしれませんが、じゃあ業者さんが毎回毎回ホームページを見に行くかということ、そうではないわけです。そうすると、こういった部分が変わりましたのでというふうな形で、ある意味メールでお伝えする、来年度こういったものが変わりますというやつをお伝えするということは必要な作業というか、知っていただくのが大切なこ

となので、やるべきだと思うんです。それについて改善を求めたいと思いますが、いかがですか。

○総務部長

質問委員が言われましたとおり、告示という行為で条例も規則もそうですけれども、外部発信をしております。ホームページの更新がですね、令和6年度分がまだなされていませんで、これについては、告示と同時に、きちんと掲載できるような努力をしっかりとやっていきたいと思っておりますけれども、それ以上のものにつきましては、先ほど課長のほうが説明しました特に重要なものにつきましてはホームページ等でお知らせをしていきたいと思っておりますけれども、それ以外の部分については、現状維持ということでやっていきたいというふうに考えております。

○江口委員

これをお伝えするのにどれだけの手間とコストがかかるのかということを見ると、ある意味、市の姿勢として積極的情報公開と言うのであれば、情報提供の範疇ですよ。やるべきだと思っております。その点については再考を求めます。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

今のちょっとやり取りを聞かせていただいて、やっぱりお知らせの部分なんですね、大事なところはそこじゃないかなと思っておりますけど、やっぱり本市としては、過去に例えばJ Vの基準金額を変更した際にですね、業者さんから批判の声がかなり上がったと思うんですよ。これを一つの、適切じゃないかもしれませんが、失敗例と言っははいけませんけど、そういうことが起きたということで、例えばその金額の、基準金額の変更とか、例えば参加条件の変更だとか、そういったことがですね、関連する業者さんには必ず周知するべきだと思うんですよ。逆にそれをやらない理由は何なのかと、そういう話になってきますんで、ここは強く要望したいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、「情報公開について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○総務課長

では、資料の説明をいたします。提出資料を御覧ください。

提出しております「飯塚市情報公開の運用状況」につきましては、情報公開制度の運用について、直近は令和5年度でございますけれども、まだ集計が完了しておりませんので、令和2年度から令和4年度までの3年度分の状況を記載させていただいております。

まず、左側の上段の表、「1. 情報公開の決定状況」と書いております表でございますが、情報公開請求を受け、決定したものについて、「全部公開」、「部分公開」、「非公開」の内訳を示したものでございます。

請求件数につきましては、おおむね200件ほどで推移しております、そのほとんどが「全部公開」、「部分公開」というような決定となっております。

次に、右側の表、「2. 公開請求の実施機関別内訳」では、実施機関ごとの内訳を示しております。

市長部局は部ごとに分類しております。

表の下に記載しておりますように、1件の情報公開請求で請求先が複数の部署にわたる場合

がございますので、「1. 情報公開の決定状況」の表の請求件数の合計とこの表の合計は一致しておりません。

実施機関ごとの請求件数の分布につきましては、都市建設部に関する請求が最も多く、全体の3割前後で推移しております。

左側の表の下に赤い枠の四角を作っておりますけれども、これにつきましては、令和4年度の情報公開請求件数では、「国（県）・市・町有地境界明示協議書」の公開請求が93件ございまして、最も多数でありましたので、その旨を記載させていただいております。これは全体の45.8%を占めております。これは、先ほどの「2. 公開請求の実施機関別内訳」で、都市建設部、穂波支所、穎田支所の件数に含まれておるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

運用状況について、資料を頂きまして、ご説明ありがとうございました。全体では約200を超える機関で情報公開の請求があっているということと、大体一番多いのが、境界の明示協議書についてが45.8%を占めているんだということで、分かりました。

私のほうから何点かご質問していきたいと思いますが、本市における情報公開制度は、飯塚市情報公開条例に基づき、市が保有している情報の公開により、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参加と、監視を一層促進し、公正で民主的な市政の推進を目指すものと思います。この情報公開制度とは何かというと、一言で言いますと、住民等の請求により、市が保有している文書を原則公開することにより、市の諸活動を住民等に説明する制度ということになります。そこで、この情報公開制度の目的とはどのようなものなのか、お示しいただきたいというふうに思います。

○総務課長

情報公開条例の目的につきましては、情報公開条例第1条におきまして、目的のほうが規定されております。読み上げますと、「この条例は、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、又は保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」と規定しております。

○田中武春委員

それでは、この条例の目的に明記している「住民の知る権利」ですね、それから市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるとありますけれども、具体的にどのような内容なのか、お示しください。

○総務課長

「住民の知る権利」とは、市が保有し、または保有すべき情報を市民が速やかに知り得るように、市政に関する情報の公開を求める権利でございます。また、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされる」とは、市民から市政を負託された市が、市民に対し、市政の状況等を具体的に明らかにし、説明責任を果たすべきであることを明らかにしたものでございます。

○田中武春委員

それでは、この情報公開条例第7条において、公開請求に対する実施機関の原則公開義務が規定されていますけれども、その具体的な意味について、お示しください。

○総務課長

市はその諸活動を市民に説明する責務を全うし、公正で開かれた行政の確立と民主的な市政

を推進するためには、市が保有し、または保有すべき情報は原則として公開されなければならないということを規定しているものでございます。

○田中武春委員

それでは、原則公開とは、請求があった文書が不開示情報に該当しない限り、基本的に公開しなければならないとしていますが、この不開示情報と定められているものとはどのようなものがあるのか、お示してください。

○総務課長

市が保有する情報は原則公開でございますけれども、飯塚市情報公開条例第8条各号に該当する情報は非公開となります。具体的に申し上げますと、条例第8条第1号におきましては、特定の個人が識別される情報、条例第8条第2号におきましては、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益が著しく損なわれる情報、条例第8条第3号におきまして、行政運営に関する情報であって、公開することにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報、第8条第4号におきまして、法令の規定により公開することができないとされている情報、以上につきまして、非公開というふうにさせていただきます。

○田中武春委員

それでは、部分開示というものがあるということですが、これはどのようなものか、お示してください。

○総務課長

部分開示でございますけれども、開示請求のありました情報の一部に、条例第8条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合におきまして、不開示部分を除いて、請求のありました行政文書情報の一部を開示するというものでございます。

○田中武春委員

よくテレビで見ます黒塗りとかをしているところですね。分かりました。

飯塚市情報公開条例第8条の各号に基づき、非公開にしているとのことですが、具体的にどのような情報を非公開としているのか、お示しいただけますでしょうか。

○総務課長

非公開としているものの具体例といたしましては、個人の氏名、住所、電話番号、生年月日や個人の印影、法人代表者の印影、法人特有の生産技術に関する情報、法人の従業員の氏名などがございます。また、条例第8条第3号の行政運営に関する情報であって、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が適用されるか否かにつきましては、個別具体的に検討し、公開・非公開の判断を行っているものでございます。

○田中武春委員

ただいまご説明いただきました非公開情報のうち、条例第8条第3号の行政運営に関する情報であって、公開することにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報か否かの判断は、大変、これ非常に難しいというふうに思いますけれども、近年、飯塚市が行った非公開またはこの部分公開の決定に対して、請求人がその決定に納得できないとして不服の審査請求がなされた状況について、お尋ねいたします。

○総務課長

過去5年間の審査請求といたしましては、令和2年度に1件、令和3年度に1件、令和4年度に1件の3件となっております。審査請求があった際の諮問機関でもあります情報公開審査会におきまして、審査をいただきまして、いずれも実施機関の部分公開決定内容に対し、非公開決定は妥当ではなく、公開すべきとの答申を受け、本市におきまして、当該答申の内容に沿った裁決を行っているところでございます。

○田中武春委員

分かりました。過去5年間で3件の審査請求が行われたとのことですが、公開・非公開の決定の判断に当たって、対象文書を保管している各所管課は必ずしも情報公開制度に習熟していない場合も考えられると思いますが、この処分の適正化を確保するために行っている取組等があればお示しいただきたいというふうに思います。

○総務課長

情報公開の対象となる文書中に非公開事項に該当する内容が含まれているか否かの判断を行うに当たりましては、処分の適正化を図る観点から、飯塚市情報公開条例解釈運用基準を基に適正な運用に努めているところでございます。また、情報公開制度の主管部署である当課、総務課職員が、各所管課の担当者と適宜十分な協議をしながら、公開・非公開の決定判断を行っているところでございます。さらに、情報公開制度に対する職員の理解を深めることを目的といたしまして、現在、全職員を対象に研修を実施しているというところでございます。

○田中武春委員

全職員に研修を行っているということで、よろしくをお願いします。

この情報公開制度の適正な運用に向けた取組を行っているとのことですが、この情報公開制度は、住民のいわゆる知る権利を保障する民主主義の根幹になる制度でございます。条例の解釈及び運用に当たっては、原則公開の理念やまた、個人のプライバシーに配慮し、拡大解釈することなく、恣意的な運用をすることがないように、情報公開制度の趣旨に沿った適正な運用に努めていただくよう私のほうから要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の質疑の中で、第8条に関しては公開しないこととしているという話があったかと思いません。第8条はあくまでもこれは「公開しないことができる」ですよ。やっぱり十分気をつけないと、取扱いを間違えると思うんです。その結果がもしかしたら審査請求での3連敗だったかもしれません。で、この3件についてはどういったものであったのか、ご手元に資料がありましたらお示しいただけますか。

○総務課長

過去5年間の3件の審査請求でございます。ちょっと新しいものから申し上げますが、令和4年度につきましては、令和3年度の総合教育会議について、文書不存在による非公開決定が出されておりましたけど、それが妥当ではなく、文書がないという場合での説明等の方法も不適切であるというような答申でございます。令和3年度にありました上下水道事業経営審議会に関する資料につきましては、非公開部分を開示すべきと。令和2年度のこれは次亜塩素酸水の生成器・噴霧機の導入に関する全ての資料につきましては、非公開部分がありましたけど、これを公開すべきというような答申内容でございます。

○江口委員

今お話があった3件に関しては、総務課としては、ここにチェックをかけることができなかったのかどうか、その点はいかがですか。

○総務課長

この3件の情報公開請求を公開決定するに当たりまして、もちろん総務課のほうとしまして、担当所管課とは協議を重ねております。チェックできなかったのかということでございますけれども、最終的な判断は所管課のほうでされておりますので、こういう結果になっております。すみません。

○江口委員

先ほどの田中委員の質問の中で、各所管が精通していないこともあり得るんだと、そこに対

してどう取り組んでいるのかというお話がありました。それに対して、解釈運用基準を定めている。そしてまた、当課の担当職員がきちんと判断をしているという話があったんです。であるならば、ここで、いやその判断では駄目ですよということが言えたのではないかと思うんです。そこはもう厳しくやらないと、知る権利は守れないです。については、しっかりやっていたきたいと思います。

先ほど、情報公開制度の目的に関して、知る権利を保障するために、市民の方々に速やかに見られるようにという発言がありました。速やかに見られるようにというお話をされましたよね。非常に大切なことだなあと思っているんです。同じ情報でも、時間がたてば価値がなくなるものというのはやっぱりあるわけですよ。そして、時間がかかればかかるだけ、職員の方々の負担も大きくなるわけです。その速やかに見られるような取組をぜひ、しっかりと進めていただきたいと思います。

あと、情報公開条例の中で会議の公開というのがありますよね。会議の公開についてお聞きしたいんですが、会議の公開というには、そもそもその会議自体がいつあるのかということをごきちんとお伝えしないと、会議の公開の意味がないと思うんですが、その点について、何らかの運用基準はありますか。

○総務課長

お尋ねの運用基準のことですけど、会議の公開ということをございまして、規定はございませけれども、あらかじめ会議の開催日を公開するというような特段の記載はございません。

○江口委員

ぜひそれを内規としてでいいので、きちんと決めて、皆様方にお伝えください。そして、いつやるというやつを、ちゃんとホームページに載せるという作業をしてもらわないと、せっかくある会議が、公開すると言っても、その公開自体が、現実には非公開と同じ取扱いになりかねないわけですよ。知らないで行けませんもんね。毎日毎日電話をかけて、ありますか、ありますかと聞くわけにいかないですよ。当然のことながら、かかってくる職員のほうもたまったもんじゃない。であるならば、なおさらのこと、どこでいつあるのかというのを分かりやすく伝える努力をしていただきたいと思います。

それとあと、会議の公開について、会議録、例えば何々審議会で会議録が上がっているケースというのはいっぱいあるんです。ところが、会議録は上がっているんだけど、会議の資料が上がってないことがあるわけですよ。せっかく会議録を上げるのに、会議資料がなかったら何の話か分かんないですよ。ここら辺については、何らかのガイドラインとかはあるのかどうか、いかがですか。

○総務課長

すみません。会議録については記載がございませんですけど、会議の資料という具体的な記載はございません。

○江口委員

会議録についてはどのようなガイドラインがありますか。

○総務課長

会議録につきましては、条例第16条第2項にございませ「実施機関は、会議について、会議録を適正に作成する」とありませるとともに、この運用基準の中では、会議録作成後、公開した会議については、飯塚市情報公開条例施行規則第10条の規定に基づきませ、情報公表報告書を作成いたしまし、会議資料等を添えて総務課長に提出するとともに、市ホームページへの掲載を行うというような規定がございませ。

○江口委員

これにやっぱり、いつまでにつくるんだというやつをつくらないと、1年後につくってもいいわけですよ。3年後につくってもいいわけですよという話になるんだけど、それでは意味が

ないわけですね。ぜひ、そういったことも含めて、会議の公開について、こういったルールでやるのか、ぜひしっかり決めていただいて、この施行規則の改正をぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長

今ご指摘いただいた件につきましては、いろいろ在り方を含めてちょっと整理をして、また見直しをしてみたいと思います。

○江口委員

ぜひしっかりやってください。

で、さっき、総合教育会議、それについて文書が不存在だったという話がありました。あつてはならないことであると思っています。同じようなことが、例えばその庁議についても会議録がないという話が以前あったかと思います。今はどうか分かりませんが、ぜひそういった部分に関してもきちんと会議録をつくること、そして適切な時期に資料も併せて公表することをしっかりやっていただきたいと思います。

また、会議録については要点でいいんだというふうな形で書いてはあるんですが、発言者が分からなかったりするんですね。誰誰が出席したというのは書いてある会議録もあつたりするんですけど、多くの場合が発言者が誰というのは書いてないんです。そこら辺も含めて見直しをしていただきたい。

あと、併せて、当然のことながら、多くの会議で今は録音されているんだと思うんです。であるならば、ある意味、その録音部分をしっかりと公表していくことも含めて考えていただきたいと思います。

以上、これについては要望とさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出があつております、報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「職員の処分について」、報告を求めます。

○人事課長

「職員の処分について」報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。本件は、各種団体等現金(公金外)の横領事案が発生し、令和6年3月29日に処分を行ったものでございます。処分の内容といたしましては、課長補佐級の職員を「懲戒免職」、管理監督職である部長は「戒告」、課長級職員は「減給10分の1 2箇月」といたしております。

次の2ページの事案の概要を願います。「1. 対象者」を御覧ください。事案の対象者は、経済部の課長補佐級の50歳代、男性、職員Aでございます。なお、現在は免職により職員ではございません。

「2. 事案の概要」を御覧ください。本市経済部に事務局を置く「飯塚市筑前茜染協議会」の会計事務において、この協議会の事務局職員を兼ねる本市の元職員Aが、令和4年度から令和5年度にかけて10件、452万5940円の不正な引出しを行ったものでございます。

その内訳につきましては、令和4年度分は、消耗品費42件のうちの5件、116万円、令和5年度分は、消耗品費40件のうちの4件、168万740円と調査料1件、168万

5200円、合わせて5件、336万5940円となっております。

不正な引き出しの様態は、請求書を偽造、請求書を改ざん、請求とは違う発注を行って差額を生じさせることにより、協議会の通帳から現金を引き出したものでございます。

不正に引き出した①452万5940円の用途につきましては、請求書の記載金額とは違うものの、請求書の事業者への支払いが確認されたものが②190万9370円、元職員Aが自宅に持ち帰り金庫で保管していたと主張するものが③170万6520円、元職員Aが協議会の活動のために別業者に支払ったと主張するものが④91万50円でございます。

なお、③と④の合計261万6570円は既に元職員Aから返金されております。

3ページの「3. 事案の経過と状況」を御覧ください。(1)令和6年2月初旬に、協議会の令和5年度の決算等の準備を行ったところ、領収書等の不備が発見され、(2)その不備について確認したところ、令和4年8月2日から令和6年2月2日までの間における、10件、452万5940円の疑義のある現金引き出しが判明しました。なお、このうち190万9370円は、請求書記載の金額とは違いますが、請求事業者への支払いが確認できています。(3)2月26日に元職員Aに確認したところ、10件の不正な引き出しを認め、(4)翌日の2月27日に元職員Aから、自宅に保管していたと主張する170万6520円の返金がないとされ、引き続き、残りの用途が不明となっているものについての調査を継続しております。

3月18日には元職員Aから、協議会の活動のために別業者に支払ったと主張していた91万50円の返金がないとされ、これにより全額返金となっております。

今後、二度とこのようなことが起こらないよう、なお一層、職員への指導を徹底するとともに、職員一丸となって、市民の皆様の信頼回復に努める所存でございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○奥山委員

まず、今回の発表を伺いまして、非常にびっくりしております。それと、何で守れなかったのか、心が痛い思いです。守れなかったというのは、あったことをなかったことにする守りではなくて、職員の皆さんや管理職の皆さんであるとか、課長の管理職の皆さんが、こういう事例が起きないように対策を打って、どういう方がこういう現金の出し入れをやったとしても、こういう事故起きないというスキームといいますか、それをつくるべきじゃなかったのかなというふうに思いました。

ちょっと何点か伺いますけども、初めに、合併後、このような事案が数件起こったと聞き及んでおりますが、何件あったか、お願いいたします。

○人事課長

公金及び公金外のこういった横領事案につきましては、合併後に2件ございました。

○奥山委員

2件ということですが、そのときに、同じように、今課長が言われたように、二度と起きないように対策を打たれたというふうに思いますが、私なりの考えですけども、行政事務においては、口座振込による取引が普通ではないかというふうに思います。各担当で事務局をこういうふうに置いて、通帳も当然あるんですけども、現金の出し入れを行っておるところがほかにもあるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○人事課長

ほかにもこのように各種団体の事務局もしくは会計処理を担っているというものがございまして、現在、平成30年度に一度調査したところでございますが、今回の件を受けまして、改めて、現在、調査をしているところでございます。

○奥山委員

平成30年に1度やったけども、なお今もやっているということですね。分かりました。

次に、口座から現金を引き出す場合、決裁が当然要るんだろうというふうに思いますけれども、今回のこの茜染協議会の場合は、協議会ですから、協議会の会長が決裁権者になるのか、ちょっとお伺いいたします。

○人事課長

伝票を確認しましたところ、そうなっております。

○奥山委員

決裁権者が茜染協議会の会長ということですから、決裁文書を見れば、自分が注文したとか、これからやろうとする事業について、そこで不正といいますか、分かるんじゃないかと思えますけれども、印鑑は庁内で保管されておられますか。

○人事課長

通帳の届出印につきましては、庁内で管理しております。

○奥山委員

いや、決裁権者の印鑑についてはいかがでしょうか。

○人事課長

大変申し訳ございません。その点につきましては、人事課のほうでは把握しておりません。

○奥山委員

これ、経済部ということでしょうかね。お尋ねしましょう。

次に、先ほどは、令和6年2月に決算の準備をするときにこういうふうに分かったということでしたが、令和5年度に内部で定期的に監査されているというふうに思いますが、何回されたかお分かりになりますか。

○人事課長

具体的な回数については、人事課としては把握しておりません。

○奥山委員

課長が分からなくても、誰か、皆さん、市長、副市長等がおられますから、かなり突っ込んだところの議論といいますか、内部調査をされたんじゃないかなと思うんですが、回数も、ほかの方で分かる方はいらっしゃらないですか。

○総務部長

今回、処分の報告をしてさせていただいております。これにつきましては、こういう事案が起きた場合に人事諮問委員会というのを開きまして、これは所管が人事課になっておりますので、人事課が人事諮問を行うに際して必要な情報の収集をしております。ただし、これは準公金で、私どもが管理しておるお金とは別に茜染協議会のほうに出ている補助金でございますので、補助金の取扱いの内容でありましたりとか、その補助団体の監査の状況といったものにつきましては、私どもが処分に対して審査する際のいわゆる処分量定を決める際の条件としてそれを受けておりませんので、実際問題としてはちょっと分かっておりません。ただ、委員が先ほど申されましたように、当市がしっかり預かっている内部の公金でありましたら、定期監査の回数でありましたりとか、振込を必ずするといったことの基準がございますけれども、要は公金外の準公金というものにつきましては、取扱いの要領を会計課のほうで定めて、会計課と人事課のほうでこういう取扱いをやりなさいという基準を設けております。今回の事案は、この基準からは随分それておりましたので、言われますような途中でのチェックといったものについては、されてなかったというふうに、我々としては考えております。

○奥山委員

ずらずらと何件か聞きましたが、内部改正も当然必要でしょうし、決裁文書ですね、先ほど、協議会の会長の印鑑がどこにあるか分かんという話でしたけども、そこで一つ、そういうふうな現金のやり取りの振込をやればそういうことはなかったんじゃないかなというふうに思い

ますけども、それやっぱり、しっかり皆様が、職員を守る立場だろうというふうに思いますので、誰がこのような業務を行っても、一人もそういう職員が出ないというふうにやっていただきたいというふうに思いますので、今、調査しているということでしたから、対策をどうぞよろしく願います。以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。

今回ご報告いたします工事は、建築一式工事1件、専門工事2件、合計3件でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、1件目につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づき、市内建築一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定しております。2件目及び3件目につきましては、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づき、専門工事「電気」A等級、また、専門工事「管（空調）」A等級にそれぞれ格付される市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。「穂波庁舎大規模改修2期工事」につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2188万円、落札率100%で、「株式会社中村建設」が落札しております。なお、本件につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「穂波庁舎大規模改修2期（電気設備）工事」につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7036万3700円、落札率91.99%で、「親和電設工業株式会社」が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格により、6者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。「穂波庁舎大規模改修2期（空調設備）工事」につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8259万9千円、落札率91.99%で、「オガワ設備工業株式会社」が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格により、3者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

資料4ページから6ページにはそれぞれ入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。